

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 礼文郡礼文町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

目 次 ページ

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく生活環境の保全上の支障の除去等の公告
.....（循環型社会推進課） 3
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課） 3

告 示

北海道告示第750号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項各号に規定する者（以下「処分者等」という。）のすべてを確知することができないので、法第19条の8第1項後段の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年11月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 講ずべき措置の内容

登別市幸町4丁目22番1に投棄されていた産業廃棄物である廃油と特別管理産業廃棄物である廃酸の混合物（以下「混合物」という。）、混合物を封入していた容器等及び混合物の漏出により汚染された土砂を、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準及び第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準等に従い、措置の履行期限までに適正に処理すること。

2 措置の履行期限

平成21年11月20日

3 北海道知事による措置

処分者等が2の履行期限までに1の措置を講じないときは、北海道知事が1の措置を講じ、処分者等から当該措置に要した費用を徴収する。

北海道告示第751号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年11月6日

